

議題（２）

内航アクションプランに対する意見について

○主な意見【荷主業界】

- ✓ 各項目の回答記載欄に「取組について検討中」を追加頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ 各項目について引用したガイドライン名を追記頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO.4の「運賃等は一方的に通知するのではなく相手方の意見を聞く機会を設ける、原価計算に基づく見積書等を用いた協議を行う等、丁寧な協議等を実施することで決定している」について、運賃に関する協議は原価計算に基づく見積もり書のみで決まるわけではないと思われるため、修正又は削除頂きたい。
⇒原価計算に基づく見積書等を用いた協議はあくまで丁寧な協議の一例であると考えているものの、前回の協議会で市況等のいくつかの要因によって決定されている旨の意見があったため、「運賃等は一方的に通知するのではなく相手方の意見を聞く機会を設ける、市況や今後の見通しについて十分な説明を行う、原価計算に基づく見積書等を用いた協議を行う等、丁寧な協議等を実施することで決定している」に修正したい。
- ✓ NO.6の「定期的に内航海運業者と意見交換の場を設け、問題意識の共有をしている。」について、問題意識を具体的にするため、“安定輸送に向けた問題意識”と修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。

○主な意見【荷主業界】

- ✓ NO. 8の「内航海運事業者との間で、作業効率化のために必要なソフトウェアの導入、作業手順の見直しについて検討をしている。」を、【生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組】に含めてはどうか。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO. 9の「船員の荷役待機時間が短縮されるよう、内航海運事業者やオペレーター等の契約先からの情報提供や要請等を踏まえ、配慮をしている」を【生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組】に含めてはどうか。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO. 5, 7, 9については、「内航海運事業者やオペレーター等の契約先からの情報提供や要請等があった場合」という枕詞を追記してはどうか。
⇒当該項目については、法令上は荷主業界に対する配慮義務に関する規定であるため、情報提供や要請等があった場合と限定的にすることは法の趣旨に反すると考えられる。ついては、「内航海運事業者やオペレーター等の契約先からの情報提供や要請等を踏まえ」という文言を追加するかたちで修正させて頂きたい。

○主な意見【内航海運業界（オペレーター）】

- ✓ NO.1の「内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方に対して、契約の書面交付を実施している。」について、受身の状況も想定されるため、「当該契約の相手方との間で、書面化を実施している」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO.5の「オーナーから運航計画の変更に関する意見があった場合は、常にオーナーの意見を反映している。」について、反映については必要性を加味する必要があると思われるため、「必要に応じて協議の上、反映している」に修正頂きたい。
⇒ご指摘について、反映については必要性を加味する必要があるため、「協議の上、必要に応じて反映している」に修正したい。
- ✓ NO.10の「オーナーに対し、運航計画の作成・運用について、率先して提案を求め」について、ガイドラインを活かし、「作成・運用について、定期的な意見交換等様々な機会を活用し、率先して～」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。

○主な意見【内航海運業界（オペレーター）】

- ✓ NO.11の「オーナーに対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認を行い、オーナーからの回答も書面やメール等、後から確認できる形で残している。」について、設問を分割してはどうか。
⇒ご指摘を踏まえ以下のとおり分割。
 - ・船員の労働時間を考慮した適切な運航計画を策定するため、オーナーに対し船員の労働時間の状況を適宜確認している。（新設NO.11）
 - ・オーナーから船員の労働時間の状況等により運航計画の変更等といった措置が必要となりうる重大な影響を及ぼす意見が述べられた場合、回答については、口頭のみではなく記録に残る方法で行っている。（新設NO.12）
- ✓ NO.13,14について、実態に合わせ、「着岸時刻及び荷役開始時刻・内容の予定あるいは変更に関する情報は関係者を通じて適切なタイミングで船舶に伝わる仕組みとなっている。」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO.15について、実態に合わせ、中断時間によりスタンバイ状態か休暇が確保できるかが分かれ、その判断が荷主・港湾運送事業者・代理店等に委ねられているので、「船員が休息することができるよう適宜再開時間に関する情報提供を行い、船員が計画的に休息を取れるよう関係者（荷主、港湾運送事業者、代理店等）に要請し、船舶に伝わる仕組みとなっている。」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。

○主な意見【内航海運業界（オーナー）】

- ✓ NO.1の「内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方に対して、契約の書面交付を実施している。」について、受身の状況も想定されるため、「当該契約の相手方との間で、書面化を実施している。」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO.8について、法令上のニュアンスに限りなく近づけるために、「労務管理責任者の意見を勘案し、必要があると認められる場合、船員の労働時間の状況や健康状態等を考慮して、適切な措置を講じている。」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO.10について、設問の意図明確化等の観点から、「船員の労働時間の状況等により運航計画の変更等といった措置が必要となりうる重大な影響を及ぼす意見を述べる場合、口頭のみではなく記録に残る方法で行っている。」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。

○主な意見【内航海運業界（オーナー）】

- ✓ NO.16について、設問の意図明確化の観点から、「労務管理責任者が船員の労働時間、作業による心身への負荷、その他船員の状況を鑑み、労働時間の短縮等の労務管理上の措置を講ずる必要がある場合にはその旨の意見をオーナーに述べている。」に修正頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。
- ✓ NO.18について、法令上の規定ぶりに近づけるために、「労務管理責任者の意見を勘案し、労務管理上の措置を講ずるに当たっては」を文頭に追記頂きたい。
⇒ご指摘を踏まえ修正。